（様式１）

製材等登録格付第三者検査機関
一般社団法人愛媛県木材協会
　会長　菊池　正　　様

申 請 年 月 日 ：　平成○○年○○月○○日
申請者の所在地：　愛媛県松山市本町７丁目２番地
氏名又は名称：　（株）愛媛木協製材
代 表 者 名 ：　代表取締役　愛媛　松山男　印
電話番号 089-924-3603　ﾌｧｯｸｽ 089-924-3610

Ｊ　Ａ　Ｓ　同　等　材　格　付　申　請　書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 1 項の格付及び第 2 項の 1 の検査を依頼することついて、貴会の格付業務規程第 20 条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、格付検査に当たって、検査の立会い者及び検査手伝い者２名以上を配置すると共に検査試料等の搬送機材提供及び試験サンプル等については、無料で提供します。

記

１　品　　目：構造用製材
２　受検品目の等級別数量（樹種別、種類別、等級別、寸法、数量別等）
(1)構造用製材　　構造用製材（別紙明細書のとおり）
(2)物件名　　愛媛市市民住宅新築工事
(3)同上施工者名　松山住宅建設（株）
３　格付検査希望年月日：　平成○○年○○月○○日
４　格付検査希望場所：　松山住宅建設（株）作業場
５　上棟予定日：　平成○○年○○月○○日
６　建築予定地：　松山市○○町○丁目○○番○
７　格付検査証明書：　・㊫（２部）　・不要
８　格付検査立会人氏名：　１．愛媛　松山男
　　２．本町　住宅郎

(注)提出上の注意
格付申請書は、品目（構造用製材、造作用製材）毎に一申請荷口とする。

格付申請明細書

品　目：構造用製材

物件名：愛媛市市民住宅新築工事

樹種	区分	等級	寸法			数量	材積	備考
			短辺ｍｍ	長辺ｍｍ	材長ｍ	（本・枚）	㎥	
ヒノキ	乙	1級	120	120	4.00	15	0.8640	
ヒノキ	乙	1級	120	120	3.00	9	0.3888	
ヒノキ	乙	1級	120	120	2.00	11	0.3168	
ヒノキ	乙	1級	105	105	4.00	12	0.5292	
ヒノキ	乙	1級	105	105	2.00	9	0.1989	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	45	90	1.10	7	0.0315	
マ　ツ	甲Ⅱ	1級	120	360	2.00	1	0.0864	
マ　ツ	甲Ⅱ	1級	120	360	4.20	1	0.1814	
マ　ツ	甲Ⅱ	1級	120	360	4.00	2	0.3456	
マ　ツ	甲Ⅱ	1級	135	360	4.00	3	0.5832	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	300	4.00	3	0.4320	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	270	3.00	2	0.1944	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	270	4.00	5	0.6480	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	240	6.00	1	0.1728	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	240	5.00	1	0.1440	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	240	4.00	2	0.2304	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	240	3.00	3	0.2592	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	210	5.00	1	0.1260	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	210	4.20	1	0.1058	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	210	4.00	4	0.4032	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	210	3.00	5	0.3780	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	210	2.00	4	0.2016	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	210	5.00	3	0.3780	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	210	4.20	5	0.5290	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	210	4.00	9	0.9072	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	210	3.00	2	0.1512	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	210	2.00	3	0.1512	
ス　ギ	甲Ⅱ	1級	120	210	6.00	2	0.3024	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	180	2.00	3	0.1296	
ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	150	2.00	9	0.3240	

ヒノキ	甲Ⅱ	1級	120	120	2.00	9	0.2592	
ヒノキ	乙	1級	105	105	1.10	19	0.2299	
ス　ギ	乙	1級	120	120	2.00	3	0.0864	
ヒノキ	乙	1級	120	120	6.00	6	0.5184	
ヒノキ	乙	1級	120	120	4.00	3	0.1728	
ヒノキ	乙	1級	120	120	3.00	98	4.2336	
ス　ギ	乙	1級	105	105	4.00	19	0.8379	
ス　ギ	乙	1級	105	105	3.00	8	0.2648	
ス　ギ	乙	1級	105	105	2.00	2	0.0442	
ス　ギ	乙	1級	120	120	3.00	6	0.2592	
ス　ギ	乙	1級	90	90	3.00	13	0.3159	
合　　計						324	16.9161	